

議案第78号

朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月1日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和2年5月25日から施行され、通知カードが廃止されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝来市手数料徴収条例(平成17年朝来市条例第79号)の一部を次のように改正する。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号、住民票コードの変更若しくは国外転出により返納した場合の再交付に係る手数料を除く。)の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

# 議案第78号資料

## 朝来市手数料徴収条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	単位及び金額		備考	種類	単位及び金額		備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号、住民票コードの変更若しくは国外転出により返納した場合の再交付に係る手数料を除く。)	1枚 につき	800円		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号、住民票コードの変更若しくは国外転出により返納した場合の再交付に係る手数料を除く。)	1枚 につき	800円	
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料</u> (追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号、住民票コードの変更若しくは国外転出により返	1枚 につき	500円		戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1枚 につき	200円	
				(略)	(略)	(略)	(略)

<u>納した場合の再 交付に係る手数料を除く。)</u>				
戸籍の附票の写し、 除かれた戸籍の附票の写しの 交付	1枚 につき	200円		
(略)	(略)	(略)	(略)	